

定 款

(商 号) 株式会社 ユナイテッドアローズ

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ユナイテッドアローズと称し、英文ではUNITED ARROWS LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 紳士服・婦人服・子供服並びに靴・鞆・時計・眼鏡・傘・帽子・服飾品・寝具・室内装飾品・音響機器・電子メディアを含むソフトウェア・家庭用電気製品・書籍・車両・家具・食器・化粧品・タオル・ペット用品・日用雑貨品・宝飾品・植物・食料品の企画、輸出入、小売販売、卸販売、委託販売並びにレンタル及びリース
2. 前一号に掲げる商品の通信販売及びインターネットを利用した商品の販売
3. 店舗・マーケット・ホテル・環境・都市の企画、調査、開発、運営、宣伝及びコンサルタント業
4. 飲食店及び喫茶店の経営並びにその人材の養成
5. 不動産の売買、賃貸借、維持及び管理並びに建物の内外装の企画、設計及び監修
6. 広告及び宣伝に関する企画及び製作
7. 出版物の企画及びデザインの監修並びに出版業
8. 古物売買及びその受託販売
9. 酒類の輸入及び販売
10. 加工、修理及びクリーニング業
11. 特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の知的財産権の取得、売買及びライセンス
12. 美容施設・文化教養施設・保養所の企画、設計、監修及び運営
13. 労働者派遣事業、有料職業紹介事業及び人材コンサルタント業
14. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、190,800,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、6名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第27条 当社の取締役会の運営及び付議事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則によるものとする。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第31条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第32条 当社の監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会規則によるものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第34条 当会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当)

第35条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第36条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息を付けない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 当社は、第27回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 第27回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任に限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。

制 定	昭和50年6月4日
一部変更	平成8年8月6日
一部変更	平成10年4月1日
一部変更	平成10年6月25日
附則削除	平成10年8月1日
一部変更	平成11年6月21日
一部変更	平成12年3月30日
附則削除	平成12年5月1日
一部変更	平成12年6月24日
一部変更	平成13年6月23日
一部変更	平成14年6月21日
一部変更	平成15年6月27日
一部変更	平成16年6月28日
一部変更	平成17年6月23日
一部変更	平成18年6月28日
一部変更	平成21年6月23日
一部変更	平成24年6月27日
一部変更	平成28年6月23日
一部変更	令和4年6月27日
附則削除	令和5年3月2日

令和5年3月2日

原本と相違ないことを証す

株式会社 ユナイテッドアローズ
代表取締役 松崎 善則